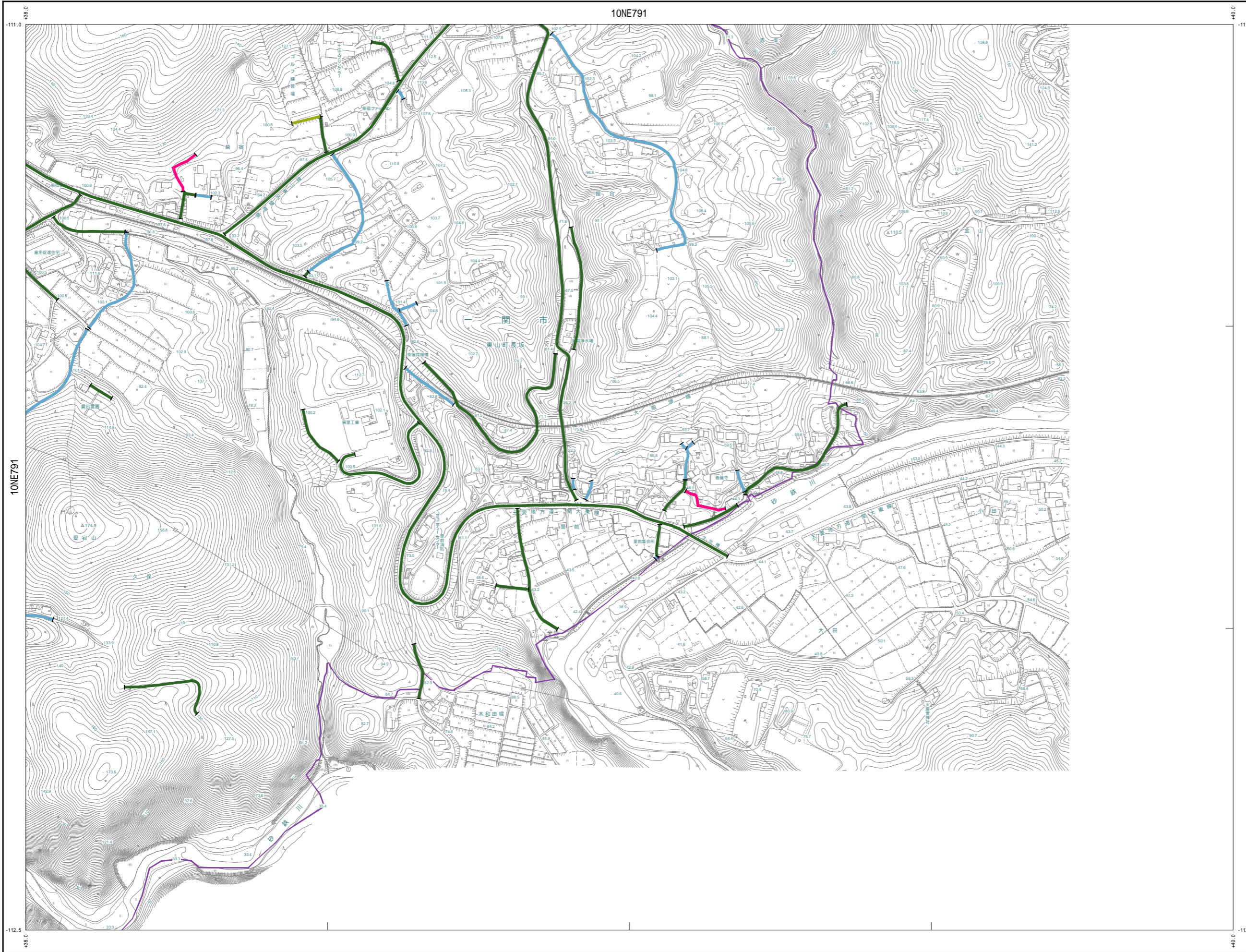
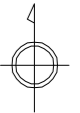


令和四年九月作成



10NE792

10NE693	10NE694
10NE791	
10NE793	



凡例

- 建築基準法関連**
- 1号道路** (道路法の適用を受ける幅員4m以上の道路)
  - 2号道路** (区域指定)  
都市計画法、土地区画整理法、都市開発法等による、幅員4m以上の道路
  - 3号道路**  
建築基準法施行時または都市計画区域輸入時に、既にあった幅員4m以上の道路
  - 4号道路**  
道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法等による道路で、2年以内に築造が予定される道路
  - 位置指定道路** (5号道路)  
建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法等によらず、新しく作られる道路
  - 2頂道路**  
建築基準法施行時または都市計画区域輸入時に、既にあった幅員1.8m以上4m未満の家の建ち並んでいた道路
  - 特定道路** (第43条ただし書)  
特定行政庁が定めた基準を満たす道路
  - 非道路**  
建築基準法上の「道路ではない」と判定した道路

**都市計画区域**

10NE792 (東山)

